

平成 28 年 5 月吉日

松山空港ビル株式会社 代表取締役社長 清水一郎 様

松山空港敷地内禁煙化（出入り口等の灰皿撤去を含め）お願い

NPO 法人禁煙推進の会えひめ

<http://uen-ehime.com/index.html>

会長 松岡 宏

〒790-0915 愛媛県松山市松末 1 丁目 3 番 9 号 703 号

TEL 090-4504-4217 FAX 089-906-1530

E-mail: office@uen-ehime.com

謹啓

いつも松山空港を利用させていただいており、感謝を申し上げます。

私たちは喫煙の及ぼす有害性と禁煙の必要性を広く市民に啓発している、会員数約 200 名の NPO 法人です。

松山空港は年間利用者数が 280 万人に上るとか、四国の空の玄関として益々その役割が重要になっているものと存じます。さて、空港ビル 2 階の待合室に設置されている喫煙所ですが、改修工事が行われ周囲への煙の漏れこそは減少しておりますが、完全ではありません。受動喫煙を受けますと、不快だけでなく、健康被害をもたらすことが分かっています。特に呼吸器や循環器の疾患を持った人にとっては生命に関わることもあります。また、喫煙所から出てきた喫煙者の体や吐く息からは、多量のタバコ残留毒が存在します。このタバコ残留毒が及ぼす健康被害は、“三次喫煙”と呼ばれ、注意が喚起されるようになっていきます。搭乗直前にその喫煙所で喫煙した人が機内で近くの席に座ると、気分が悪くなり、“快適な空の旅”などできる訳がありません。さらに、喘息や狭心症などの持病がある人にとっては、発作が起こる可能性があります。

松山空港に於かれましてはできるだけ速やかに、建物内の喫煙所を廃止・撤去していただき、受動喫煙の被害が起こらないように、ご配慮賜れば幸いです。また、2 階に 1 軒だけある喫煙できるあるレストランの存在も、平成 15 年 5 月に施行された健康増進法第 25 条（受動喫煙防止法）に違反していると言わざるをえません。早急に 2 階レストラン全ての禁煙化をお願いいたします。その他、バスやタクシー乗り場付近で、受動喫煙被害を生じさせている灰皿を撤去していただき、不愉快な思いや受動喫煙被害を引き起こさない、受動喫煙防止法を順守していただくように、空港の敷地内禁煙化を重ねて要望をさせていただきたいと思っております。また、運転手本人が気づいていない、タバコ臭い名ばかりの“禁煙タクシー”が、いまだに存在しておりますので、タクシー会社にもご指導願えれば幸いです。

外国のほとんどの空港は敷地内禁煙となっており、搭乗前には喫煙できないようにして三次喫煙さえも生じないように配慮されております。喫煙所を設けて分煙すれば良いという、国内空港

における現在の状況が異常であるということをご理解いただければ幸いです。

以上、当会の本要望に対しまして、ご回答をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬白

**【参考】**

健康増進法（受動喫煙防止法）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0103.html>

たばこ規制枠組条約

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159\\_17.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html)